

1. 下記の情報をご記入ください

C-1

記入日	20	年	月	日
共済会名		職場名		
個人番号 (職員番号)	※マイナンバーではありません			
フリガナ				
共済契約者 氏名				

同意事項

私は、全教共済で定める個人情報の取り扱いについて同意し、共済金請求をします。
貴会が必要とした時は、請求内容の事実確認を業者等におこなうことに同意します。

振込口座	銀行 労金 農協	支店名		支店番号		口座番号 ※右詰めで記入						
	信用金庫 信用組合	預金種目	☐ 普通 ☐ 貯蓄	口座名義人 ※カタカナで記入								

※共済契約者の口座をご記入ください(共済契約者死亡時は受取人のもの)

2. り災した物件の住所を記入もしくは印字内容を確認し誤りがあれば修正してください。

所在地		
	物件番号:	坪数:

3. り災日を記入し、り災内容について該当項目に☑を入れてください。

事由発生日 (り災日等)	年	月	日
火災・火災等	☐ 火災 ☐ 破裂・爆発 ☐ 車両の衝突 その他の不慮の人為的災害 ☐ ①物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ☐ ②他人の居室で生じた事故の水濡れ損害 ☐ ③給排水設備で生じた事故の水濡れ損害 ☐ ④突発的な他人の直接加害行為で5万円以上の損害 ☐ 風呂の空焚き、風呂釜のみ被害 ☐ 落雷		
自然災害	☐ 風災(台風、旋風、突風、竜巻、暴風等) ☐ ひょう災(降ひょう) ☐ 雪災(降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩による損害等) ☐ 水災(洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ、落石等の水災)		
地震・地震等	☐ 地震・噴火・津波(それらを起因とした火災含む)		
その他	☐ その他()		

4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無を必ず記入してください。

他の契約	保険会社等の名称	保険の種類	証券番号	契約者名	保険金請求の手続き
☐ 無 ☐ 有					☐ 未 ☐ 済
※有の場合は右側にご記入ください。					☐ 未 ☐ 済

【共済契約者死亡時のみ】受取人の情報をご記入ください

受取人	フリガナ	氏名	続柄	〒住所 TEL
				— —

「個人情報に関するお知らせ」

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。
詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照ください。

※ 以下共済会で記入 ①相殺☐有 ☐無 ②返金☐有 ☐無

共済	年	月	～	年	月	円	相殺・返金
共済	年	月	～	年	月	円	相殺・返金
共済	年	月	～	年	月	円	相殺・返金
共済	年	月	～	年	月	円	相殺・返金

建物				
家財				
地震				
借家				
構造				
区分				

共済会	全教共済
年	年
月	月
日	日

火災・自然災害共済の給付申請をされる方へ【自然災害等の場合】 (おうちの共済)

- 自然災害が発生し、被災した場合は、すみやかに各共済会へご連絡ください。
(損害範囲・内容によっては、外部会社の鑑定事務所の鑑定人による現地調査をおこなうことがあります。)
- 給付申請書の該当欄に必要事項を記入し、必要書類を添付して各共済会までお送りください。損害が発生してから時間が経ってしまうと、自然災害による損害かどうかの判断が困難になります。早めの申請をお願い致します。
- 総合共済にもご加入の場合は、共済契約者本人の居住する建物の風水雪害について、自然災害見舞金を合わせて給付します。

1. 「自然災害等共済金」の給付対象となる事由

・風災 (台風、旋風、突風、竜巻、暴風等によって生じた損害)
・ひょう災 (降ひょうによって生じた損害)
・雪災 (雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩による損害) ※融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。ただし、凍結による水道管、水管またはこれに類するものの破裂または爆発は「火災等共済金」の「破裂・爆発」で扱います。
・水災 (台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害)

※対象とならない主なもの

- ・風、雨、雪、ひょう、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害(ただし、上記「自然災害等」により建物の外側の部分が破損したために生じた吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害を除きます)。
- ・共済の目的に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害。
 - 自然の消耗または劣化
 - 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 - 小動物による食害または虫食い等
- ・共済の目的に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、共済の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。

2. お支払いする共済金について

I 自然災害等共済金

提出された書類をもとに決定した「**損害額**」をお支払いします。

損害額

- ・「損害額」とは原状(被災前の状態)復帰の費用のことで、全教共済が査定し認定する金額です。
- ・改修時に追加しておこなった工事や、応急処置にかかった工事等の費用は含みません。

※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。

ただし、加入口数に応じた**上限額**があります。

上限額

＜建物・家財の場合＞1口あたり10万円として算出した金額(建物・家財合算で6,000万円限度*)

＜付属建物・付属工作物＞建物1口あたり10万円として算出した金額の10%(200万円限度)

※「全壊」と認定した場合は、建物・家財について上限額での給付をおこないます(付属建物および付属工作物は給付しません)。

*2022年7月以前り災の場合は、3,000万円限度

II 臨時費用(諸費用)共済金

上記「I 自然災害等共済金」の10% (建物・家財合算で200万円限度)

※臨時費用(諸費用)共済金は、付属建物、付属工作物、建築中の建物の損害には支払われません。

3. 「自然災害等共済金」の請求に必要な書類

給付申請に必要な書類は以下の通りです(申請内容によっては、これ以外の書類の提出をお願いする場合があります)。

		右上の番号	必要書類	書類の説明	入手先
申請する場合 かならず必要	☐	C-1	給付申請書 (火災・自然災害 共済用)	全教共済所定の書類です。 ※「4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無」欄 の記入漏れが目立ちます。必ず記入してください。	共済会 または ホーム ページ
	☐	C-2	り災状況申告書	全教共済所定の書類です。 事故状況などを記載してください。 ※「全壊」の場合は、市町村が発行した「全壊」と記載されている「り災証 明書(コピー可)」の提出も合わせて必要です(さまざまな公的支援を受け るためにも必要なものです)。また、総合共済にもご加入で総合共済の自 然災害見舞金「半壊」の申請にも、市町村の「り災証明書(コピー可)」が 必要です。	共済会 または 市町村 ホーム ページ
	☐	C-3	被災状況見取図	全教共済所定の書類です。 被災箇所を赤字等でご記入ください。また、加入物件と付属建物・付属工 作物の位置関係がわかるようにご記入ください。 ※建物建築時の設計図のコピーを利用されても構いません。	共済会 または ホーム ページ
	☐		写真	事故発生時の被害写真を撮影してください。全てのり災部分や品目につ いて、被害の様子がわかるよう撮影してください。り災した家財を処分する 場合は、品目、被害の様子がわかるよう撮影した後に、処分してください。 【必要な写真】 ・り災部分と周囲の関係がわかるもの(例:外壁の損害であれば壁1面の 写真と、ひび・割れなどり災部分の写真) ・見取図とり災部分の照らし合わせができるように複数枚 ・付属建物・付属工作物の場合、建物本体との位置関係がわかるもの	業者か ご自身 で撮影
	☐		見積書 (コピー可)	内訳が記載された見積書を提出してください。 ※内訳の記載が全くない場合は査定が困難な為、内訳が記載された見 積書の作成を業者に依頼していただき、提出をお願いします。 ※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけ ではありません。	業者
特定の場合 必要	☐	C-4	家財の被害状況 申告書	全教共済所定の書類です。 家財契約があり家財の被害がある場合に必要です。家財の被害内容に ついて記載してください。	共済会 または ホーム ページ
	☐	C-6	冠水汚損被害状況 申告書	床下浸水により建物本体の床下消毒または汚泥撤去をした場合に給付さ れる「冠水汚損見舞金」の申請のために必要な書類です(「自然災害等共 済金」が出る場合は給付されません)。	共済会 または ホーム ページ
	☐		マンション契約・ 耐火契約に関わる 確認資料申告書	「マンション契約」もしくは「耐火契約」であり、その証明書を加入時に提出 していない場合は、全教共済所定の「確認資料申告書」や「建物構造が 確認できる資料」等を提出してください。	共済会 または ホーム ページ

4. よくある質問について

Q. 共済金が支払われる前に工事を始めてしまってよいですか？

A. 工事をおこなうかどうかはあくまで共済契約者の方のご判断です。全教共済は提出された書類にもとづいて査定
をおこない損害額を確定します。必ずしも提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありませ
ん。共済金が支払われる前に工事を始めた場合は、工事額とお支払いする共済金に差異が出る場合がありますの
で、ご理解ください。

※「火災保険(共済)で自己負担なく修理ができる」と勧誘する業者とのトラブルが増えています。充分ご注意
ください。

Q. 他社の火災保険(共済)と重複して加入していますが、両方から保険金(共済金)が受け取れますか？

A. 損害額を超えて共済金(保険金)を受け取ることはできません。他の損害保険等との重複契約がある場合、「全教
共済の共済金」と「他社の保険金(共済金)」の合計が損害額を超えないように、契約にもとづき按分調整をおこな
います(2020年8月以降の事由より)。

※給付申請書の「4. 今回のり災について、同一の損害を補償する他の契約の有無」欄に他社契約の有無を
必ずご記入ください。

ご不明な点がございましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記
入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再共
済のため損害保険会社等へ、上記の目的の範囲内で提供する場合があります。